

(組織及び所掌事務)

第2条 実施本部に別表第1の左欄に掲げる部を置き、その所掌事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

2 別表第2の左欄に掲げる部に同表の中欄に掲げる班を置き、その所掌事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(本部長、副本部長及び本部付)

第3条 実施本部に本部長、副本部長及び本部付を置く。

2 本部長は、知事をもって充てる。

3 副本部長は、副知事、出納長、企業管理者、病院事業管理者及び教育長をもって充てる。

4 本部付は、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

5 本部長は、実施本部に関する事務を統括する。

6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ定める順位により、その職務を代理する。

7 本部付は、実施本部の連絡調整に関する事項その他特に命じられた事項を処理する。

(部長及び副部長)

第4条 部に部長及び副部長を置く。

2 部長及び副部長は、別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

3 部長は、上司の命を受け、部内の業務を掌理する。

4 副部長は、上司の命を受け、部長を補佐する。

(班長、副班長及び班員)

第5条 班に班長、副班長及び班員を置く。

2 班長及び副班長は、別表第5の左欄に掲げる部の同表の中欄に掲げる役職の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

3 班員は、班長又は副班長の役職にある者同一の課、室又は出先機関(総合支庁にあっては課)に所属する職員をもって充てる。

4 班長は、上司の命を受け、班の業務を掌理する。

5 副班長は、上司の命を受け、班長を補佐し、班の業務を整理する。

6 班員は、上司の命を受け、班の業務に従事する。

7 本部長は、実施本部の事務を処理するために必要があると認めるときは、第3項の規定にかかわらず、同項に規定する職員以外の者を実施本部の事務に従事させ、又は一の部若しくは班の職員を他の部若しくは班の事務に従事させることができる。

(本部長への委任)

第6条 この訓令に定めるもののほか、実施本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(併任の発令)

第7条 教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員以外の者(知事の事務局の職員を除く。)で実施本部の本部付及び班員に充てられた者にあつては、教育委員会の事務局の職員に併任されたものとする。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 この訓令は、平成16年2月29日限り、その効力を失う。

別表第1

部 名	所 掌 事 務
総 務 部	1 実施本部に係る従事計画等の総合調整に関する事。 2 実施本部の業務の総括及び各部との連絡調整に関する事。 3 関係機関、関係団体等との連絡調整に関する事。 4 広報に関する事。 5 報道に関する事。 6 特別接伴に関する事。 7 歓迎接伴に関する事。 8 その他他部の所掌に属さない事項に関する事。
宿 泊 ・ 医 事 衛 生 部	1 宿泊管理に関する事。 2 開会式及び閉会式参加者等への弁当配布に関する事。 3 医事及び救護に関する事。 4 食品衛生及び生活衛生に関する事。 5 開会式及び閉会式会場における環境整備に関する事。
輸 送 交 通 部	1 輸送管理に関する事。 2 開会式及び閉会式に係るバス輸送に関する事。 3 開会式及び閉会式会場周辺の車両及び歩行者の誘導に関する事。 4 開会式及び閉会式会場駐車場の管理及び車両誘導に関する事。
消 防 ・ 警 備 部	開会式及び閉会式会場における消防及び警備に関する事。
式 典 部	開会式及び閉会式の実施に関する事。
競 技 ・ 記 録 部	1 競技運営管理に関する事。 2 競技記録に関する事。

別表第2

部 名	班 名	所 掌 事 務
総 務 部	総 務 班	1 実施本部に係る従事計画等の総合調整に関する事。 2 実施本部の業務の総括及び各部との連絡調整に関する事。 3 関係機関、関係団体等との連絡調整に関する事。 4 全国代表者会議に関する事。 5 主催者連絡会議に関する事。 6 全国報道員会議に関する事。 7 その他他部及び部内の他班の所掌に属さない事項に関する事。
	広 報 報 道 班	1 広報に関する事。 2 開会式及び閉会式の記録撮影に関する事。 3 プレスセンターの管理及び運営に関する事。 4 開会式及び閉会式の取材規制及び誘導に関する事。 5 開会式及び閉会式の撮影台及び報道員席の管理に関する事。
	特 別 接 伴 班	1 来県大会役員の接伴に関する事。 2 開会式会場におけるお列自動車等関係車両の駐車に関する事。

	歓 迎 接 伴 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会式総合案内所の管理運営に関する事。 2 開会式及び閉会式会場の接待所及び休憩所の管理運営に関する事。 3 開会式及び閉会式会場の売店の管理に関する事。
宿 泊 ・ 医 事 衛 生 部	宿 泊 ・ 弁 当 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊管理に関する事。 2 開会式及び閉会式並びに県担当宿舎に係る弁当申し込み受付及び発注に関する事。 3 開会式及び閉会式における弁当配布及び容器回収に関する事。
	医 事 ・ 救 護 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 怪我及び感染症発生時の対応に関する事。 2 開会式及び閉会式における医療救護所の管理運営に関する事。
	衛 生 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊施設、弁当調製施設、接待所及び売店における食品衛生及び生活衛生対策に関する事。 2 開会式及び閉会式会場における環境整備に関する事。
輸 送 交 通 部	輸 送 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送管理に関する事。 2 開会式及び閉会式に係るバス輸送に関する事。
	交 通 班	開会式及び閉会式会場周辺の車両及び歩行者の交通誘導に関する事。
	駐 車 場 班	開会式及び閉会式会場駐車場の管理運営及び車両誘導に関する事。
消 防 ・ 警 備 部	消 防 ・ 警 備 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会式及び閉会式会場における消防に関する事。 2 開会式及び閉会式会場の警備及び災害発生時等の避難誘導に関する事。 3 開会式及び閉会式会場における傷病者等の救急搬送に関する事。
式 典 部	総 務 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会式及び閉会式運営の総括に関する事。 2 大会役員登壇者等の接遇及び入場案内に関する事。 3 選手宣誓、トロフィー返還及び表彰状の授与に関する事。 4 大会役員、競技会役員、招待者、視察員及び報道員の受付に関する事。 5 選手団の受付及び選手団入退場行進の指示に関する事。 6 一般観覧者の入場整理券の点検及び受付に関する事。 7 式典進行管理及び式典アナウンスに関する事。
	運 営 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 プラカード保持行進に関する事。 2 選手団入退場行進及び選手代表宣誓時の整列誘導に関する事。 3 旗保持行進に関する事。 4 旗掲揚に関する事。 5 音楽隊出演者(先導隊、合唱隊、吹奏楽隊)に関する事。 6 アトラクション出演者に関する事。 7 使用物品の管理に関する事。
	会 場 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 選手団の待機場場への集合整列及び入場口への誘導に関する事。

		2 各都道府県旗手への選手宣誓時の整列要領の説明に関すること。 3 会場内の案内誘導に関すること。 4 校舎内における控室等の案内誘導に関すること。 5 校舎内控室等の整備に関すること。 6 会場の除雪に関すること。 7 会場の清掃に関すること。 8 会場装飾に関すること。 9 式典エリアのポイントマーキングに関すること。
競 技 ・ 記 録 部	競 技 管 理 班	競技運営に関すること。
	記 録 班	1 競技記録の収集及び提供に関すること。 2 総合成績の計算及び提供に関すること。 3 総合成績表彰状の作成に関すること。

別表第3

- 総務部長
- 文化環境部長
- 商工労働観光部長
- 農林水産部長
- 出納局長
- 村山総合支庁長
- 置賜総合支庁長
- 庄内総合支庁長
- 病院事業局長
- 議会事務局長
- 監査委員事務局長
- 人事委員会事務局長
- 地方労働委員会事務局長

別表第4

役 職 名	職 名
総 務 部 長	教育長
総 務 部 副 部 長	教育次長
総 務 部 副 部 長	最上総合支庁総務企画部長
宿 泊 ・ 医 事 衛 生 部 長	健康福祉部長
宿 泊 ・ 医 事 衛 生 部 副 部 長	健康福祉部次長
宿 泊 ・ 医 事 衛 生 部 副 部 長	村山総合支庁保健福祉環境部医療監
宿 泊 ・ 医 事 衛 生 部 副 部 長	最上総合支庁保健福祉環境部医療監
輸 送 交 通 部 長	土木部長
輸 送 交 通 部 副 部 長	土木部次長
輸 送 交 通 部 副 部 長	最上総合支庁建設部長
消 防 ・ 警 備 部 長	危機管理監
消 防 ・ 警 備 部 副 部 長	総務部危機管理室長
式 典 部 長	教育庁理事
式 典 部 副 部 長	教育次長
式 典 部 副 部 長	最上総合支庁産業経済部長
競 技 ・ 記 録 部 長	最上総合支庁長

競技・記録部副部長	教育次長
競技・記録部副部長	最上教育事務所長

備考 職名の欄に掲げる職にある者が複数あるときは、本部長が指定する者とする。

別表第5

部名	役職名	職名
総務部	総務班長	教育庁国体室長
	総務班副班長	教育庁国体室国体主幹補佐
	広報報道班長	総務部総務課長
	特別接待班長	教育庁総務課長
	歓迎接待班長	最上総合支庁総務企画部総務課長
医宿事衛泊生部	宿泊・弁当班長	最上総合支庁保健福祉環境部福祉課長
	医事・救護班長	健康福祉部健康福祉企画課長
	衛生班長	総務部危機管理室食品安全対策課長
輸送交通部	輸送班長	最上総合支庁建設部建設総務課長
	交通班長	最上総合支庁保健福祉環境部保健企画課長
	駐車場班長	最上総合支庁産業経済部農業振興課長
警消防部	消防・警備班長	総務部危機管理室消防防災課長
式典部	総務班長	教育庁スポーツ保健課長
	運営班長	教育庁スポーツ保健課保健主幹
	会場班長	最上総合支庁産業経済部産業経済総務課長
記競録技部	競技管理班長	教育庁国体室国体主幹
	記録班長	体育館長
	記録班副班長	教育庁国体室国体主幹補佐